

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年8月7日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500116 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500050 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 30 年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 18 年 7 月

② 平成 18 年 12 月

③ 平成 19 年 7 月

A社より支払を受けた平成 18 年 7 月、平成 18 年 12 月及び平成 19 年 7 月の賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録されていない。

請求期間について、厚生年金保険の標準賞与額を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①、②及び③について、賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたと主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間①、②及び③に係る賞与明細書等を所持しておらず、当該期間の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、請求者に係る給与関係資料を確認することができない上、当時の取締役は、請求者に對して賞与が支給されていたはずだが、当該賞与の支給額及び厚生年金保険料控除額は分からないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500106 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500051 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 24 年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年 5 月 31 日から平成 2 年 11 月 2 日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間が被保険者期間となっていないが、私は、当該期間において A 社に在籍し、B ビルに派遣され、警備員の仕事をしていた。

当時の給与振込額が確認できる預金通帳及び取引明細証明書の写しを提出するので、調査の上、請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A 社が提出した在籍証明書、複数の同僚の陳述並びに請求者が提出した預金通帳及び取引明細証明書の写しから、請求者が、請求期間において A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、複数の同僚が、「当時、警備員の中には、厚生年金保険に加入していない人が多かったです。」と陳述している上、請求者が、「同じ勤務地で同じ業務を行っていた。」とする同僚のうち複数の者が、請求期間において A 社で厚生年金保険被保険者となっていないことから、当時、同社では、必ずしも警備員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

また、A 社は、「請求者の給与から厚生年金保険料を控除したこと」を確認できる資料は残っていない。」と回答している上、請求者が提出した預金通帳及び取引明細証明書の写しにおいて、請求期間における給与振込額は確認できるものの、当該金額から厚生年金保険料の控除を推認することはできない。

さらに、オンライン記録において、請求期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。